

# 泉北環境整備施設組合郵便入札要綱

平成24年8月30日  
告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）における入札及び契約制度の透明性、公平性及び競争性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減を図るために実施する郵便による入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる案件)

第2条 郵便入札の対象となる入札は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工業用処理薬品等の購入

(2) 前号のほか、指名通知等において「郵便による入札」として管理者が通知するもの

(入札書等の郵送方法)

第3条 入札参加者は、入札書その他組合が提出を求めた書類（以下「入札書等」という。）を、あらかじめ組合が指定する日（以下「配達指定日」という。）に組合に到達するよう郵送しなければならない。

2 入札書等を郵送する際は、所定の事項を全て記入押印した上で、配達日指定郵便により、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送しなければならない。

3 前2項の規定に基づく郵送により発生する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札書の保管等)

第4条 前条の規定により、入札書等が組合に到達したときは、入札事務執行者はこれを開封せず、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 入札参加者は、組合に到達した入札書等について、書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第5条 管理者は、配達指定日までに入札参加者から書面による入札辞退の申出があった場合は、これを認めるものとする。ただし、入札参加者が既に入札書等の発送後においては、これを認めない。

(開札の立会い)

第6条 入札参加者は、入札立会人（以下「立会人」という。）として入札に立ち会うことができる。

2 前項に定める立会いにおいて、入札参加者は代理人を定め、立会人とすることができる。この場合において、入札参加者は、委任状を提出しなければならない。

3 開札時になっても立会人が参集しないときは、組合職員のうち、当該

入札事務執行者以外の者が立ち会うこととする。

4 立会人は、当該入札終了後に入札立会確認書に記名押印しなければならない。

(開札)

第7条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじによる抽選により、落札者を決定する。この場合において、くじを引く者については、立会人の中から選定するものとする。ただし、立会人が立ち会わないときは、組合職員のうち、当該入札事務執行者以外の者がくじを引くものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 設計図書等の配布を受けていない者のした入札
- (3) 一枚の封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- (4) 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- (5) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- (6) 入札書記載の金額を訂正した入札
- (7) 第3条各項に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (8) 配達指定日以外の日に到達した入札（次条の規定により、入札を延期した場合を除く。）
- (9) 入札書等郵送用封筒（以下「封筒」という。）に件名、差出人名等が記載されていないもの及び確認できないもの又は封筒に組合への登録の使用印若しくは実印による封かん（割印）のないもの
- (10) 封筒に記載された件名、差出人名と同封された入札書の件名、差出人名とが相違するもの
- (11) 入札書等に不備があると認められるもの
- (12) 内訳書の提出を求められた入札で、内訳合計額と入札書の金額が同一の金額でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

(入札の延期、中止)

第9条 管理者は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、郵便事情等により事故が発生したとき、その他やむを得ない理由が生じたときは、入札若しくは開札を中止し、又は入札期日若しくは開札期日を延期することができる。

(入札結果等の公表)

第10条 管理者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに、入札結果を公表する。

(長期継続契約)

第11条 翌年度以降の歳出予算において、契約業者に支払うべき予算が減額又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、郵便入札に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月19日告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。